

令和 8 年 3 月 2 5 日開催

新庄市農業委員会第 3 4 回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和 8 年 3 月）議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 2 5 日（水）午前 1 0 時 0 0 分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（1 6 名）

1 番	浅 沼 玲 子	2 番	笹 行 也
3 番	松 田 浩 一	4 番	早 坂 浩 樹
5 番	指 村 貞 芳	6 番	森 良 一
7 番	下 山 秀 一	8 番	奥 山 久
9 番	中 鉢 浩	1 1 番	田 宮 成 彦
1 2 番	齋 藤 謙 二	1 3 番	星 川 吉 和
1 4 番	伊 藤 和 彦	1 6 番	星 川 秀 男
1 7 番	星 川 豊	1 9 番	高 山 光 弥

4. 欠席した委員（3 名）

1 0 番	五十嵐 成生	1 5 番	三 原 幸 一
1 8 番	佐藤 喜代志		

5. 議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 130 号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 131 号 農地法第5条許可に係る事業計画変更申請について |
| 日程第 4 | 議案第 132 号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 133 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（利用権設定） |
| 日程第 6 | 議案第 134 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（賃借権移転） |
| 日程第 7 | 議案第 135 号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 8 | 議案第 136 号 新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等
に関する規則の廃止について |
| 日程第 9 | 議案第 137 号 新庄市農業委員会総会会議規則の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 138 号 新庄市農業委員会事務局規程の一部改正について |
| 日程第 11 | 報告第 93 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 12 | 報告第 94 号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 13 | 報告第 95 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	今 田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	結 城 美 緒	主 事	星 川 真 優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第34回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は16名です。欠席通告者は、10番五十嵐成生委員、15番三原幸一委員、18番佐藤喜代志委員の3名であります。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第34回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に７番下山秀一委員と１２番齋藤謙二委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第１を終わります。

○議長

次に日程第２、議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。ここで１３番星川吉和委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第３１条の規定により退席します。暫時休憩します。

（ 星川吉和委員 退席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区４件、稲舟地区９件、萩野地区４件、八向地区４件、計２１件ございます。権利設定の内訳は、賃貸借権が１４件、所有権移転が４件、使用貸借権が３件です。

いずれの案件も農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について、調査報告をお願いします。

○９番

議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番につきまして３月２２日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして3月22日に調査確認しました。譲渡人が譲受人に贈与したいという申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区3番につきまして3月19日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区4番につきまして3月14日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして3月16日に調査確認しました。前耕作者が体調不良の為、今回新たな借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区2番につきまして3月17日に調査確認しました。前耕作者が亡くなった為、新たな借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区3番につきまして3月17日に調査確認しました。前耕作者が離農された為、借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区4番につきまして3月17日に調査確認しました。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人が県外在住である為、譲受人に贈与することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区5番につきまして3月17日に調査確認しました。前耕作者が亡くなった為、借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区6番につきまして3月17日に調査確認しました。貸人が離農するということで、借人が借りることになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区7番につきまして3月17日に調査確認しました。前耕作者が離農する為、借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区8番につきまして3月17日に調査確認しました。前耕作者が離農する為、借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区9番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区9番につきまして3月17日に調査確認しました。前耕作者が離農する為、借人と貸借することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして3月21日に調査確認しました。譲渡人が譲受人に贈与したいということでした。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区2番につきまして3月19日に調査確認しました。同一世帯内での贈与であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区3番につきまして3月15日に調査確認しました。同一世帯での使用貸借権設定であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区4番につきまして3月18日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了に伴う移行であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして3月14日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯での使用貸借権設定であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして3月14日に調査確認しました。同一世帯内の使用貸借権設定であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして3月15日に調査確認しました。以前より両者間で貸借していたそうですが、今回正式に農地法第3条で申請をすることになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区4番につきまして3月22日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了に伴う移行であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第130号農地法第3条の規

定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

（星川吉和委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第３、議案第１３１号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第１３１号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区２件ございます。

新庄地区１番について、当該地は平成１３年９月１８日付、最総農振第１３４号にて転用許可を受けた土地です。許可内容は住宅を建築するための農地転用です。これは中道町にあった自宅の老朽化に伴い、当該地に新築・移転することが目的でした。また、これと同時期に娘の方でも南側に隣接する５５８－３０に娘名義の住宅を建築する事業計画を立てました。当初は本人の住宅が完成するまでの間、先に完成した娘の住宅で同居する予定でしたが、同居継続に方針転換したことで事業が履行されることなく現在に至っています。そのため、この土地は長い間空き地となっていました。この度、新たな事業者によりこの土地を取得して資材置場として利用するための転用計画が立てられました。そのため、平成１３年９月１８日付、最総農振第１３４号で決定された所有権移転が無効とならないよう、当初の計画が履行されなかったことについては、事業計画の変更として認めた上で、新たな転用事業を次の第１３２号議案で審議しようとするものです。

新庄地区２番について、当該地も平成１３年９月１８日付、最総農振第１３５号にて転用許可された案件となります。１番の議案説明で言及した娘側の事業計画です。当時の転用許可内容では住宅及び車庫を建築する計画でしたが、実際には西側に隣接する５８８－３１を併用地として購入し、南西側に寄せて建物を建築したことで北東に大きく空き地が生じました。この度、新たな事業計画者が空き地部分を購入し、自宅を建築する計画を立てました。そのため、元々あった５５８－３０については令和７年１２月５日付で建物のある側を５５８－３０、空き地を５５８－３３として分筆登記しています。１番と同様に平成１３年９月１８日付、最総農振第１３５号を基にした所有権移転が無効とならないよ

う、当初の計画が変更されたことを認めた上で、新たな転用事業を次の第132号議案で審議しようとするものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第131号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番につきまして、3月20日に調査確認しました。事務局の説明どおりでした。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区2番につきまして3月20日に調査確認しました。事務局の説明どおりでした。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第131号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第131号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第132号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第132号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区4件、稲舟地区2件、萩野地区1件、計7件でございます。

新庄地区1番について、資材置場とする事業計画です。内容につきましては、議案第131号で説明したとおりでございます。

新庄地区2番について、2棟の住宅を建築する計画です。内容につきましては、議案第131号で説明したとおりでございます。

新庄地区3番について、当該地は県立新庄病院の西側に位置し、事業用地の北側に駐車場、西側にカーポート、東側にアパートを建築する事業計画です。権利設定は所有権移転で、立地基準については第三種農地と判断いたしました。

新庄地区4番について、当該地は事業計画者である法人の会社に隣接する既存の駐車場の東側に駐車場を増設する事業計画です。増設の事由としましては、現在の駐車場が手狭となり新たに30台分の駐車場を増設するものです。権利設定は所有権移転で、立地基準については第三種農地と判断いたしました。

稲舟地区1番について、当該地は新庄徳洲会病院の南西側に位置し、乾燥調製施設を設置する事業計画です。地域計画区域内ですが、農業用施設のため、農地転用許可後地域計画に位置付けを行うことで、地域計画からの除外が不要となっております。権利設定は所有権移転で、立地基準については第二種農地と判断いたしました。

稲舟地区2番について、当該地は新庄東高等学校の北西側に位置し、学校敷地を拡張して多目的運動広場、具体的にはサッカー場として整備しようとする事業計画です。事業用地に隣接する転用しない農地がありますが、被害防除として運動広場の外周に高さ7メートルのネットフェンスを設置することで、ボールの進入を防ぐ対策をとります。権利設定は所有権移転で、立地基準としましては、第一種農地と判断いたしました。

萩野地区1番について、一時転用で砂利採取を行う事業計画です。権利設定は1年間の賃貸借権で、立地基準は農業振興地域農用地区域と判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第132号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、3月20日に調査確認しました。こちらは議案第131号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請による許可申請であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 2 番につきまして 3 月 2 0 日に調査確認しました。こちらも議案第 1 3 1 号農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請による許可申請であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 3 番について調査報告をお願いします。

○ 1 6 番

新庄地区 3 番につきまして 3 月 2 3 日に調査確認しました。事務局の説明どおりです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区 4 番について調査報告をお願いします。

○ 6 番

新庄地区 4 番につきまして 3 月 1 6 日に調査確認しました。隣接する農地は耕作されておらず農地転用に影響はなく、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区 1 番について調査報告をお願いします。

○ 1 4 番

稲舟地区 1 番につきまして 3 月 1 9 日に調査確認しました。事務局の説明どおりです。そして、乾燥施設の建設にあたって近隣住民への説明、水路等については土地改良区との話し合いがなされていたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区 2 番について調査報告をお願いします。

○ 1 9 番

稲舟地区 2 番につきまして 3 月 1 7 日に調査確認しました。対象地は昨年 1 1 月総会で農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を承認した農地です。学校の敷地を拡張するための申請であり問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区 1 番について調査報告をお願いします。

○ 1 2 番

萩野地区 1 番につきまして 3 月 1 9 日に調査確認しました。事務局の説明どおりです。尚、泉田土地改良区に安全パトロールの依頼をしています。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第 1 3 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第 5、議案第 1 3 3 号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 3 3 号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）、新庄地区 1 件、稲舟地区 2 件、計 3 件意見照会がございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権新規が 3 件でございます。経緯としましては、3 件全て前耕作者が耕作できなくなり、受人が耕作を引き受けることとなりました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。
ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１３３号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第１３３号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）は、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第６、議案第１３４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第１３４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）、新庄地区２件、稲舟地区１件、計３件意見照会がございます。

経緯としましては、３件全て前受人が耕作できなくなり、受人が耕作を引き受けることとなりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１３４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第１３４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、これを適当として回答することに決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第135号令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第135号令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。53ページをお開きください。Ⅰ農業委員会の状況1農業委員会の現在の体制については記載のとおりでございます。2農家・農地等の概要について、経営体数や農業者数は農林業センサスに基づいて記載しております。経営体数については、昨年度より認定農業者について減少傾向にあります。耕地面積については耕地及び作付面積統計に基づいて記載しております。

続きまして54ページをお開きください。Ⅱ最適化活動の目標における1最適化活動の成果目標について、①現状は昨年度と横ばいの状態です。②目標については、記載のとおりです。最適化活動の促進や法人化する個人農業者がいることから、集積率を増加する目標を設定いたしました。2遊休農地の解消について、①現状は記載のとおりです。豪雨災害により被害の受けた農地や新たに発生した農地が多く、昨年度より約7ha増加しております。②目標については、記載のとおりです。3新規参入の促進について、①現状は記載のとおりでございます。7年度は2経営体の個人農業者が法人化し、経営面積が例年より多くなっております。②目標については記載のとおりです。2最適化活動の活動目標については記載のとおりです。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第135号令和8年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第135号令和8年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第8、議案第136号新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の廃止についてを上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第136号新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の廃止についてご説明します。昨年の12月定例市議会で農業委員会の次回改選に向けて、農地利用最適化推進委員を廃止した上で農業委員定数を2名増の21名とする条例案が承認されました。農業委員の定数は条例が根拠ですが、最適化推進委員設置の方は農業員会が定める規則が根拠となります。そのため当該規則を廃止するための議案を本総会にお諮りしております。ただし施行日を改選日である令和8年7月20日としますので、それまでは現状の農業委員会体制が継続することとなります。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第136号新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の廃止については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第136号新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の廃止については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第9、議案第137号新庄市農業委員会総会会議規則の一部改正についてを上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第137号新庄市農業委員会総会会議規則の一部改正について、ご説明します。農地利用最適化推進委員の廃止に伴い、規定上の関連部分修正するための改正です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第137号新庄市農業委員会総会会議規則の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第137号新庄市農業委員会総会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第10、議案第138号新庄市農業委員会事務局規程の一部改正についてを上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第138号新庄市農業委員会事務局規程の一部改正についてご説明します。こちらにも前議案と同様に農地利用最適化推進委員の廃止に伴う改正となります。今回はこの作業と併せて規程全体についても見直しを図りました。そのため分掌事務を定めた規定に、地域計画策定への協力など農業経営基盤強化促進法に基づく事務を加えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第138号新庄市農業委員会事務局規程の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第１３８号新庄市農業委員会事務局規程の一部改正については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第１１、報告第９３号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第９３号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、新庄地区２件、稲舟地区１件、萩野地区４件、八向地区１件、計８件ございます。内容につきましては相続による所有権取得で、あっせん等の希望は萩野地区１番で１件ございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第９３号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第１２、報告第９４号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第９４号農地法第１８条第６項の規定による通知について、新庄地区８件、稲舟地区５件、計１３件ございます。

新庄地区１・２番は受け手が決まっております。３番は農地法第３条関連の案件です。４番は貸人が自作します。稲舟地区１・３・６番は農地法第３条関連の案件です。２・７番は受け手が決まっております。４・５番について現在受け手は決まっておりません。萩野地区１番は農地法第３条関連の案件です。２番は農用地利用集積等促進計画関連の案件です。３番は１２月総会に上程された農用地利用集積等促進計画関連の案件です。八向地区１番は農用地利用集積等促進計画関連の案件です。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しました。

○議長

ただいまの報告第94号農地法第18条第6項の規定による通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第94号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第13、報告第95号農業者年金に関する裁定請求書の確認についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第95号農業者年金に関する裁定請求書の確認についてご説明します。今回の裁定請求者は議案に記載ある2名の方となります。

○議長

ただいまの報告第95号農業者年金に関する裁定請求書の確認について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第95号農業者年金に関する裁定請求書の確認については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和8年3月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 下山 秀一

議事録署名委員 齋藤 謙二